

地域と農業

会報

第 39 号

Oct. 2000

Autumn

特集

- 1、協同組合間共同の現状と将来に向けて
- 2、コープさっぽろでの協同組合間共同の
現状から



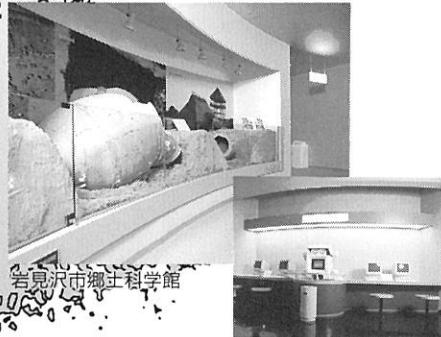
社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布温泉センター



函館市北方民族資料館



岩見沢市郷土科学館

北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしつかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

(おもな業務内容

- 博物館・資料館など展示施設の設計・施工
- パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
- 映像やコンピュータ装置による観光案内施設
- 看板・標示板などのサイン計画

gb 株式 現代ビューロー[®]
GENDAI BUREAU CO., LTD.

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

表紙写真
提供：(株) 現代ビューロ



Vol.39

—— 目 次 ——

2

み
観
る
察

食料自給率向上の原点は何か

所長 七戸 長生

6

特 集

協同組合間共同の現状と将来に向けて

北海学園大学 経済学部 教授 山田 定市

17

コープさっぽろでの協同組合間共同の現状から

生活協同組合コープさっぽろ
生鮮本部長 大見 英明

25

ときの話題

中山間地域等直接支払制度の概要

北海道農政部 農村振興課
課長補佐

奥田 晋一

34

Essay

みんないつしょでいいしょ

たすけあいワーカーズ「むく」代表 石川 紗子

38

特別寄稿

十勝における豚丼諸類型および雑感

碓田 素州

44

お知らせ・掲示板・DATA FILE

食料自給率向上の原点は何か

— 小麦過剰に悩む歐州農業を垣間見て —

北海道地域農業研究所

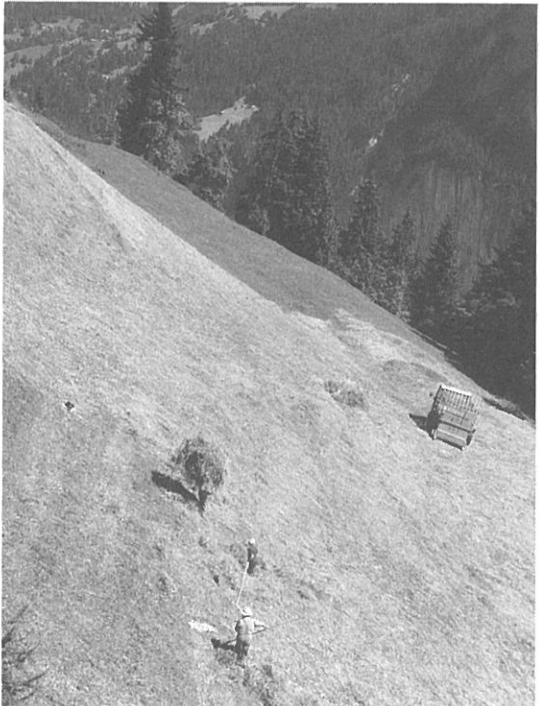
所長 七戸 長生

例年よりも厳しい残暑が続いたせいか、空知、上川の水田地帯は、早や一面の黄金色に輝いてゐる。永年の習慣であろうか、田畠が明るく色づいてくると、何となく心が豊かにならなくて済むような気持になる。新聞では、豊作の影響による米価の下落を懸念しているが、むずかしい話はまずおいて、無事豊かな実りにいきつたことを、素朴に喜びたい。

実は半日ほど前にヨーロッパの中央部、ドイツからスイスにかけての農村地帯を駆け足で視察してきたばかりのところであるが、彼の地も一面に色づいた麦畠が打ち続いている。じるじるのよひに、いまヨーロッパ各国は小麦の生産過剰にぶつかつ

て、生産調整を進めるのに四苦八苦している。「豊かな実りの秋」を素直に喜べない状況が、ヨーロッパにも出現していたのである。気のせいいか、野を越え丘を越えて打ち続く麦畠の色が、何となくすんで見えたように感じた。同時にヨーロッパといえば、誰しも注目する条件不利地域対策といい、環境保全対策といつても、いずれもその根底ではヨーロッパの農業構造問題につながっているのである。

では、ヨーロッパの農畜産物の生産過剰問題を解決するには、どういった対策が必要なのか。過剰に悩む穀物への生産投下を別の品目への生産に切替えて行くというプロセスが順調に進めば



アルプスよりの山岳地域の牧草収穫風景

条件不利地域は、EC指令に基づき山岳地域、条件不利農業地帯、小地域の3つに区分され、例えば「山岳地域」は自治体の平均標高が800m以上であるか、平均標高が600m以上で、大部分が傾斜度18度以上のいずれかに該当するところと定義されている。

こういうところで、3ha以上の農地を持ち、今後最低限5年間は農業経営を行う農業者を給付対象とする。

金額は作付け地面積1ha当たり55～286DM(日本円で約4,000円～2万円)経営体当たりの上限は12,000DM(約87.6万円)。

ドイツ全土では農用地の50%が条件不利地域とされている。

うまく調整される筈なのだが、実際にはなかなかうまくいかない。歴史的にみても十九世紀後半のコーエツバ農業を襲った例の「穀物恐慌」以来の、難問中の難問なのである。

この「穀物恐慌」というのは、当時の工業の最先進国イギリスを中心に、産業革命以来の工業化、都市化の流れの中で農畜産物価格が上昇し、それに伴って農地価格も上昇するという「イギリス農業の黄金時代」がもたらされたが、この異常な穀物価格の上昇を目のけて、新大陸やインド、ロシアなどからの低廉な穀物の輸出が殺到し、あれよあれよと云つうちにロンドンの穀物市場の価格が半値近くに下落して、それまでの高価格にあぐらをかいていたヨーロッパ諸国の農業、とりわけ大農場主や大地主が深刻な打撃を蒙つて、次々と倒産に追い込まれたといつ出来事である。

この深刻かつ尽大なる打撃から抜け出すことは決して容易ではなかつたし、新しい農業の軌道を確立するまでに長い歳月を要したのであつたが、実は、今日、世界に冠たる酪農王国の地位を築いたデンマーク農業の方向転換が進められたのも、まさにこの「穀物恐慌」の打撃の渦中であつたのである。ちなみに、その時期に採られたデンマークの農業再建のための政策は次の三つ。第一は、徹底した農業者向けの実践教育、

◆ 参考指標

1. 穀物（小麦）の支持価格

2000年	1トン当たり	110.25ユーロ
2001年	"	101.31ユーロ

2. 1999年3月に合意されたCAP改革案

減反目標：10%

原産補償金：	2000年	1トン当たり 58.67ユーロ
	2001年	1トン当たり 63.00ユーロ

3. ドイツの小麦の平均反収

1987年	5.9 t / ha
1988年	6.8 "
1997年	7.3 "
1988年	7.2 "



ライン河畔のぶどう畠

第一は、農業基盤や農村構造の大改革。そして第三は、輸出向けの酪農・畜産物の品質向上と積極的な販路開拓・流通管理であった。

もちろん、フランスもドイツも、各國各様にこの非常事態に対処しながら、二十世紀初頭の相対的安定期に移行していく。したがって、ヨーロッパ各國は今日のような生産過剰の事態に対しても、それに十分に対処しつる経験と自信を持っているかのように見える。少なくとも、すこり浮き足立っている、どこかの国の状況とは違つて、一つの、しつかりした哲学が支えになつてゐるように見受けられた。

それは例えば、ドイツのビールにしてもワインやソーセージもそうなのだが、頑固に伝統の製法を守りその土地特有の製品しか作らない、一切の混ぜものを入れないとあり方が、食べ物を生産し販売する者の誇りある任務だ、という点に示されている。小さかしく混ぜものを入れて、消費者の眼を惹き大儲けをしようとする魂胆は、やがて儲けに眼がくらんで工スカレートしていくと、似せて作ったまがい物へつながっていく危険性がある。しかし大量生産、大量流通の工業とは違つて、頑固に一切の混ぜ物を入れない、まがいもの



フランクフルトの北方。倒伏防止剤を散布したと思われるトラクターの車輪跡が伺われる。

を作らないところ本線を、農業者も食品加工業者も、一生懸命守りたいところよつて感じられた。

これは「テュッセルドルフ」の全農の事務所に寄つて話を聞いた時のことだが、「その意味で、ドイツでも大型のスーパーが出て来たが、それに出て来る大手メーカーのパンを買うのは旅行者みたいな人であつて、この街に住んでいる人は、それのお得意の、街角のパン屋さんで、お田当てのパンを買う。それこそ、親子代々の付き合いで、決まった味の、決まつた質のパンを買つてゐるようだ。」という頑固さいじ一つの文化を作つてゐるのかもしれない」という話を聞いて、「日本の日本の日本の食料自給率回復の、一つの決め手ではないかと感じた。

つまり、食料農産物は生産者の手作りを基本にして何も混ぜない」と、工場から出て来る工業製品とは一線を画することが、最も大事なことだと考えるのである。混ぜものやまがいものは、一見、味が良かつたり簡便であつたりするかもしないが、それはつきつめて言えば偽者であつて、そんなものを人々の健康につながる食べものにすらことは絶対出来ないといつ頑固さいじが、日本の農業を行ひうことにつながるものではなかつた。

協同組合間共同の現状と将来に向けて

北海学園大学 経済学部教授 山田 定市

最近頻発する様々な食品を取り巻く事件によつて、かつてなく食品に対する不信感が増している。クリーンで安全といった北海道の食材に対するイメージは、先人が當々として築いてきた生産物に対する愛情と、地道な宣伝活動に負うところが大きいが、これも崩れ去るときは脆いものである。

今回古くて新しいテーマである協同組合間共同、それぞれが低迷する北海道経済情勢の中で、抱える会員の益を図るべく懸命な努力を払っているが、ここでもう一度この問題をそれぞれの立場で考えてみたい。なぜなら、いうまでもなく、協同組合の会員全てが消費者という側面を持つている。だとすれば自ら生産し食卓に届ける北海道の食材について、責任をとれる立場にあるのは我々ではないだろうか。我々が信頼できる食材をどのように食卓に提供する事が出来るか。この特集から協同組合設立の原点をふまえた協同組合間共同のあり方をもう一度考える機会としたい。

協同組合間共同の意義

WT.O(世界貿易機関)のもとで農産物の市場競争が激化し、さらに国民の生活様式、とりわけ食生活が大きく変わる中で、農産物の生産、加工、流通にわたる新たな対応として協同組合間協同組合間共同が、いま、あらためて注目されている。それは、共同が注目されてきているからにほかならない。

山田 定市（やまだ さだいち）さん



1932年 北海道に生まれる
1961年 北海道大学農学部博士過程修了
1982年 北海道大学教育学部教授
1995年 同大学高等教育機能開発センター
生涯学習計画研究部長
1996年 室蘭工業大学教授
1998年 北海学園大学教授
2000年 生活協同組合コープさっぽろ会長

<編著書>

「地域農業と農民教育」(日本経済評論社、1980年)
「地域作りと生涯学習の計画化」(北海道大学図書刊行会、1997年)他多数

協同組合間共同は、古くは一九六六年にウイーンで開かれた国際協同組合同盟（ICA）大会で六原則の一つとして採択されたが、それは異種の協同組合が経済事業や諸活動において相互に協力することを意味する。しかし、その受け止め方は、事業協同によって相互に経済的メリットを得るという実利的な理解から、共通の目的を持つ協同組合が協同するのは当然であり、ゆくゆくは協同組合社会の実現をめざすという協同組合主義の理念にいたる理解まで多様であった。

以下では、これらのことを見野に入れながら、協同組合間共同ならびにそれと深くかかわる産直を中心にして、その現状と将来展望について述べてみたい。

協同組合間共同・産直の背景

いま、協同組合間共同に関する話題は、単に協同組合同士の協同の必要性によるものではなく、その背景はもつと多様である。

まず、その根底には、食べ物の安全性や質に対する消費者（都市住民）の関心の高まりと広がりがある。実際の活動においても産直活動が中心となっており、農業生産者の側も消費者の要求に応えるために、有機農業や無農薬・低農薬栽培に重きを置いている場合が多い。そのためには生産者の顔が見えなければ

表1 農場市場における総合農協のシェア

(%)

品目	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1996
農産物計	39.0	38.0	49.2	52.8	56.5	46.2	56.7	58.3	58.1	59.5
米	59.9	61.1	80.2	81.5	78.0	62.1	77.3	72.6	65.0	61.1
麦	58.4	49.2	52.6	64.0	59.7	70.8	83.3	84.3	89.2	91.1
いも類	25.0	25.7	25.5	48.9	37.8	18.1	35.5	27.2	26.9	28.9
野菜	—	12.7	20.0	26.8	35.1	39.9	50.1	53.2	54.9	59.3
果実	—	26.2	42.8	49.0	67.0	46.3	75.3	73.9	81.3	79.2
肉類	—	—	—	—	—	—	88.3	74.3	76.2	85.1
牛乳	—	32.6	33.3	43.2	44.6	42.6	43.6	46.9	55.9	72.6
肥料	66.0	74.1	75.4	82.6	83.5	59.9	79.9	57.9	59.4	64.7
飼料	32.3	36.1	40.0	42.5	40.0	41.8	41.9	44.7	41.0	49.2
農薬	60.0	73.9	69.2	69.2	78.8	71.8	72.1	73.4	74.5	79.2

原資料：農林水産省『農業及び農家の社会勘定』、『農業・食料関連産業の経済計算』、『総合農協統計表』、よって作成。

(注)：1975年以前については沖縄県は含まれていない。

なりないので、このような活動は、食べ物の安全性や質を保つために国内で自給することの意義を問い合わせることにも結びつくことになる。そして、このような産直活動の一環として協同組合間共同があらためて問われているのである。

このような中で生産の側では農協や漁協が主軸をなし、消費・生活の側では生協が中心となっている。しかし、産直活動の実施主体は決して協同組合に限られるものではなく、個人、グループ、流通・加工業者、小売業者、量販店、さらには外食業者などを含めて実に多様な展開を示している。そのような中で、協同組合間共同の位置と役割を明らかにするさいには、単に協同組合の原則や理念を軸とするだけでなく、これまでの協同組合、とくに農協の販売活動における共販事業の歴史的経過に照らして、そこから教訓を導き出すことも必要である。

農協販売事業と農業政策

まず、この問題とかかわって農協の販売事業と農業政策との緊密なかかわりについて着目しなければならない。表1に示したように、農協の農産物市場におけるシェアは依然として圧倒的に高い。

このような高いシェアは購買事業、信用事業と一体化して

総合農協としての条件をいかんなく發揮することによって実現してきたといえる。あわせて農産物市場政策、農業金融政策、農業構造政策などを軸とする農業政策がその支柱となってきた。

このような農協と農業政策の一体的な関係は、戦後自作農体制を維持・発展させることで欠かせない条件をなし、少なからず積極的な役割を果たしてきたといえよう。それは、一九六〇年代以降の農業近代化政策の根幹をなす農業基本法（一九六一年制定）にも継承され、農産物販売・加工、生産資材の購買、農業生産の共同化、機械・施設の共同利用など、農業にかかわる幅広い領域にわたって、農協に特別の位置と役割を付与してきた。

総合農協と農協系統共販、産直

農協系統組織も、こののような政策的な後ろ盾のもとに、共販事業をはじめとする経済事業の諸領域にわたって系統利用を「錦の御旗」として推進してきた。このような農協の事業活動は農業の発展条件としての役割を少なからず果たしてきたといえるが、反面、反省点も少なくないといえよう。その一つは、総合農協中心主義ともいえる農協事業の展開のもとで、特定の事業に専門化したいわゆる専門農協の展開が少

ながらず制約を受けたことにあるわれている。もちろん、専門農協が不毛であったわけではないが、専門農協が諸外国で広範な展開を遂げてきたことに照らしても、また、高度経済成長期以降の農業生産の多彩な発展に照らしても、専門農協の活動領域が広がってきたわりには専門農協の展開が十分ではなかつたといえる。いま、農産物市場が多様化する中で、総合農協と専門農協の併存と相互の連携が、今後ますます必要になるのではないか。

もう一つは、農協を経由しない産直活動が、地域の中で容易に「市民権」を得られなかつたといつてゐる。少數の先進的な農協を除いて、産直活動には及び腰の農協が多かつたといえよう。また、一部の消費者と直結して販売活動をおこなつてきた農家やグループが農協から系統利用に結集しない「異端者」扱いを受けた、といつのもしばしば耳にしついたことである。

新農業基本法・WTOと農協販売事業

しかし、事態が急速に変化する中で、農協の対応姿勢も大きく変わりつつある。その具体的な契機となってきたのは、食管制度の廃止と「新食糧法」の制定、WTO体制への移行（一九九五年）、食料・農業・農村基本法（新農業基本法）の

表2 農協の販売取扱高等の指数

(1994年度=100)

	全 国		北 海 道				
	販売取扱高		米 収穫量	販売取扱高			
	米			米			
1990	106.7	100.2	87.6	78.6	83.1	83.1	
1991	106.4	94.5	80.1	75.5	76.2	76.2	
1992	103.3	100.6	88.2	74.1	76.0	76.0	
1993	98.7	88.0	65.3	47.3	36.8	36.8	
1994	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
1995	98.2	98.5	92.9	97.1	84.5	89.7	
1996	98.4	89.5	91.1	96.8	81.4	83.4	
1997	94.9	82.2	87.6	96.4	70.5	84.3	
1998	90.3	68.9	88.0	97.9	65.9	79.9	

(注) 農林水産省『ポケット農林水産統計』、同『総合農協統計表』、北海道『農業協同組合要覧』、同『北海道農業統計表』によって作成。

制定（一九九九年）などである。とくに、「新農業基本法」の中に、その施策の推進者としての農協についての直接の位置づけは見当たらない。これは旧農業基本法との大きな違いである。

これは、販売事業に限つてみても、系統農協共販体制を根底から揺るがす条件にほかならない。現に、こうした制度的改編と前後して、農協の販売事業取扱高は表2に示したように一九九五年以降、減少に転じている。その要因としては輸入農産物の増大にともなう国内農業生産の減少、農協以外の流通ルートによる農産物取引の増大などに求められよう。

その中でもとくに米の減少度合いがいちじるしいが、これは食管制度から新食糧法体制への移行による流通規制の緩和にもなって、政府米（したがつて農協経由）の急減を含めて農協の米取扱量が急速に減り、これに代わって大手商社や量販店が新たに参入してきたことによる。とくに大手や量販店による流通は産地直結によるケースが多いので、多彩な産直を含めて、米の流通の多様化が加速され、このことが農協系統組織の内部で危機感をつのらせていくことは否めない。

農協による産直の見直し

こうした状況のもとで、農協系統組織の中でも、農協産直や

漁協、生協、森林組合などとの協同組合間共同、「地産・地消」運動、生産者・消費者との共生運動などを積極的に推進しようと、この機運が高まつておき、この秋に開かれる第11回JA全国大会議案にも、これらに関連した内容が織り込まれている。また、産直への関心は農協の内外に広がつてゐるが、その一つの見方として、最近、農協産直についての「一国一制度」的展開が理論的・実践的に議論を呼んでいる。

その主旨は、農協共販事業と産地提携事業を農協事業として共存できる体制を維持・発展させる、ということにあり、これを香港の中国返還にともない「一国一制度」にならうして農協産直の「一国一制度」的展開といつてゐる。議論半ばのこの構想について立ち入った評価を下せぬ段階ではないが、それはいみじくも農協の産直への姿勢やこれから産直や協同組合間共同のあり方をめぐる課題を浮き彫りにしてゐるといえよう。

まず、産直に対する農協の姿勢について言えば、農協が、環境保全や食べ物の安全性、消費者との共生と「ミニユニークーション」、他の協同組合との協同を視野に入れて、農協共販事業と産地提携事業を統一的に展開しようとする立場は、それ自体、農協の積極的姿勢を示すものといつゝことができる。

しかし、反面において、農協共販事業といつゝあぐれた農協組織内の事業体制と地域において多彩に展開しつつある産直活動とを共存させることは容易ではない。それは異質な一つの統合といつて側面を内包してゐるからである。

系統利用を根幹とする農協共販事業は、一時期、その内部的な統率力を駆使して一定の市場統制力を發揮し得たのであるが、同時にそれが排他的な一面を持つたことは前述したところである。

他方、産直活動は、その活動主体、目的、形態、実施方式などが実に多様であり、弾力性と流動性に富んだ活動である。

多様化する今後の農産物の流通・取引では、農協共販と産直およびそれもまたもな流通業態とが併存し、全体として重層的な市場システムを形成するであろう。

この中にあって、農協の側からみれば、農協共販と農協産直といつて「一制度」は農協といつて「一国」で統制できるかもしないが、農協産直は広範な領域にわたる産直の一つの形態・領域に過ぎない。産直は、当事者相互の主体性を重んじた提携・協力のもとに、それそれ創意をこめて活動する」とに意義がある。したがつて、「一国一制度」的な農協産直が農協系統組織の持つ統制力によって強いマイシップタイプ（主導力）を發揮しようとするれば、われは農協以外からの反発を招くことになりかねないであろう。

このことは、より広く協同組合間共同にも共通することであつて、協同する協同組合同士の相互理解と協意がその基礎に



なければ成功は難しい。まして事業拡大の方便として協同組合間共同を利用しようとする、それは社会的な反発をつのりになるとことになる。

以下では、如意の前提ともいえる協同組合間共同や産直の現代的な意義について、視野を広げて考えてみたいと思つて。

地域経済とグローバル化

まず、第一に、協同組合間共同や産直は、それ自体、地域に根ざした活動であるが、「これを「地域経済とグローバル化」という視点からいわば水平軸のもとでの展開として考えることができるよう。

グローバル化については、とかく平準化、そのためのグローバル・スタンダードだけが強調されがちであるが、グローバル化を内容豊かに実現するためには、地域経済と住民の生活との個性的な発展が土台となる。この点は、「農と食」の問題に端的に示されている。地域的な個性を持つた食生活、食文化は、もつぱり世界的平準化・画一化のみを求めるグローバル化と明確に区別される。

さらに、食は地域農業、国内農業を基盤とする地域的な食文化をなしている。これを「食卓から地域・世界を見通した食生活、食文化」といふこともできる。しかもこれは二十一世紀

の生活様式を切り拓くにふさわしい創造的な実践であつ、その主体は一人ひとりの住民である。産直の背後には、このような広く奥深い生活観が貫いてゐる。

このような視点からみると、WTO体制は、農産物貿易をアメリカ力を主軸とするグローバル・スタンダードで画一的に進めようとしていることがひととおり浮き彫りにならない。

これにたいして、産直は、地域農業と地域の食文化を守る活動としての意義を持つてゐる。このことは、際限のない食料輸入では達成されないのであるから、産直は、同時に国内農業を守る（具体的には食料自給率を向上させる）活動でもある。やがてこのことは、漁業や林業とも共通しており、漁協や森林組合の課題でもあつて、このような地域の発展に関する共通の問題意識が、協同組合間共同の合意の基礎をなす。

また、協同組合間共同が国内にとどまらず国際間の協同を含めた活動である以上を視野に入れなければ、それは地域経済の発展と対立するのではなく、むしろ、地域経済の発展と相容れるグローバル化とはどうしたものか、につられて協同組合の立場から積極的に提起できる可能性を有してゐるといえよう（反面、国際産直や協同組合間共同に名を借りた食料輸入の拡大も起つてゐる）。

この協同組合に問われてゐるのは、地域経済の自立的な發

展を基礎として、やがて地域間、国際間の協同にいたる地域経済の重層的な発展をめざし、それにむけて各國の協同組合が、相互に主体性を保ちながら協同組合間共同を發展せん、ということであつて。

持続的発展の現代的意義

第一に、このような活動は、長期にわたる人類社会の発展を見据えた「持続的発展」と深くかかわつてゐる。これはグローバル化という水平軸にたいする幾世代にもわたるいわば時間軸にかかる課題である。

「持続的発展」への社会的関心の高まりの契機は、地球温暖化、オゾン層の破壊をはじめとする地球環境問題の深刻化のもじで、環境破壊に「歯止め」をかけるにはどうすればよいか、じうつ切実な状況認識を基礎としつら。

「持続的発展」は、概して地球環境にやせこゝ産業のあり方として議論されることが多い。しかし、この点につづいては、やがてわれわれの生活の持続的向上と結びつかず、より広い視点に立つて考える必要がある。具体的には、個人、家族、地域住民、民族などの生命と健康および生活を持続的に発展・向上させることを内実としている。食べ物の安全性は、その端的な例



現に生協は、これまで食べ物の安全性については格段の配慮を払い、先進的な活動を進めてきた。このような活動の中で、組合員の信頼を得てきたりと同時に、安全・安心が「生協らしさ」の有力な拠りどころとなってきたといえる。

また、生協が先鞭をつけてきた安全性にかかる活動は、やがて広く社会の支持を得て、業界にも広く行きわたることが多い。これを生協の先進的役割として評価することができる。同時に、課題は次々に発生している。現にこれを遺伝子組み換え作物・食品についてみても、それはアメリカを中心とする食料メジャー資本の世界戦略となつており、それはまさしくグローバル化のさいたる動きといえ。

それと同時に、遺伝子組み換え作物・食品は、それが人類の幾世代、あるいは自然界生態系の何百年、何千年にわたつて大きな変化と影響を与えるという点では、持続的発展という課題に照らしても極めて重要である。

循環的経済システムの意義

協同組合間共同や産直にかかわる第三の基本的視点として、循環的経済システムについての認識の必要性が浮き彫りになる。これについては一般に資源の再利用ないしリサイクルの問題として注目されているが、それはより広く持続的発展と密接

に結びついてくる。

企業社会を軸とする現代の経済システムの中では、生産と消費、さらにそれを結ぶ流通のシステムはあるが、消費を再び生産に結びつけるシステムは基本的に欠落してくる。また再利用・循環のための技術もほとんど開発されていないのが現状である（企業の求める技術開発が優先される）。

しかし、前述した持続的発展をなしどうようとすれば、循環的経済システムの構築が不可欠である。いまの経済システムは生産→消費、といつ一方通行、つまり生産を始点とし、消費を終点とする経済システムであるが、消費を生産に結びつけるようなシステムを可能な分野から試みることも必要である。

例えば、食料消費によつて生ずる生ごみを生産の場に還流して有機質肥料として再利用するなどをして、消費の側から生産のあり方、生産システムにたいして広く主体的にかかわるようなフィードバックシステムの構築が課題となる。これには生産から消費にいたる諸段階の連携が欠かせない。

この点では漁協や森林組合が貴重な経験を蓄積しているので、それらの経験を生かした異種にわたる協同組合の連携としての協同組合間共同はまさに、これに対応できるシステムとしての可能性を秘めているのではないか。

協同組合間共同・地域パートナーシップ

次に第四として、協同組合間共同や産直の活動におけるパートナーシップ（協力関係）が課題となる。すなわち、協同組合間共同や産直を押し進めるついで、それにかかわる人びとが、相互に対等な立場でしかもお互いの役割の違いを認め合つたうえでパートナーシップ（協力関係）をどう発揮するか、といふことが重要となる。そのさいに、協同組合間共同や産直は、それ社会的な役割を担つた社会運動であると同時に、それが自体、経済活動であり、一つの事業であるところの一つの側面を持つており、この二つの側面をどう両立させるか、どう二つとが現実に問われることになる。

例えば、これまでの産直活動においても、その一方の当事者である消費者（都市住民）は、往往にして、生産者（農漁民）にたいして、もつぱりさまざまな要求を出す側に立ち、それらが受け入れられる限りにおいて産直に参加する、というケースが少なくなかった。こうした場合、生産者の側からは「消費者のわがまま」として受けとめられたことじばしば見られた。

しかし、前述した地域経済の自立的・持続的発展をめざす地

域づくりは、消費者（都市住民）と生産者（農漁民）、いわゆる流通、加工、サービスなどにかかわるすべての住民にとっての共通の課題である。こうかえると、このような地域づくりは農漁村と都市の新たな提携をめざす地域運動であり、協同組合間共同や産直は、その具体的実践であるといふことができる。同時に、このような地域づくりは、地域の民間企業、中小零細企業を含めた住民相互のパートナーシップによつてはじめて実現することである。北海道における生協と農協による「オープ牛乳」の協同開発はその好例をなしてきただといえよう。また、協同組合間共同が一つの経済事業として行われるかぎり、それは経営や採算性を軽視しては成り立たないが、反面、協同組合の事業拡大の手段と化したばあいには、住民の合意は得られない。

協同組合の経営問題とのかかわり

社会運動としての意義を有する協同組合の事業を経営として成り立たせることは容易ではないが、その成功のためにには、少なくとも次の諸条件が必要であると思つ。第一に、協同組合間共同や産直が端的に示すように、協同組合の行つ諸事業のめざす目標と社会的意義を明確にして、このことに確信を持つこと。第一に、そのめざす目標、いわゆる、地域産業と住民生活の自立的・持続的発展といつてを実現するにあたつて、地域

産業や地域住民との合意と共存を徹底して重視するといふの点は、従来の協同組合ではとかく軽視されがちであった）。第三に、地域づくりに向けてパートナーシップを実現するむことに、協同組合は絶えず、「一步の先進性」を持続的に追求するといふこと、このことがじわゆる「協同組合」の重要な内実をなすこと。第四に、上記のこととを実現するためには、協同組合の内外を問わず、不斷の学習活動が必要であること、などである。

以上述べてきた脈絡に照らしてみても、協同組合間共同や産直活動は、それ自体、一方における協同活動の一層の広がりを方向性として持ちつつ、他方では、これまで以上にきめの細かいネットワークとその中における個人や大小のグループの個性的な活動を求めてゐる。その意味ではまさに重層的地域システムの構築をめざす協同活動であるといふことができる。

そのような中であつて、単位協同組合の広域合併が、効率的経営の実現を大義名分として一義的に推進されていることに問題がないのか。そのさらに地域（例えば市町村自治体）との合意はどの程度得られているのか。また、地域連合会なりし事業連合に求められてゐる新たな役割は何か、地域産業と住民生活の自立的・持続的発展をめざす地域づくりにおいて、公（国、地方自治体）・協（協同組合、非営利組織など）・民（民間企業、住民）の協力体制をどう作るのか、これらの課題があつたために浮き彫りにならぬものと思つ。

コーポさつぽろでの協同組合間共同の現状から

生活協同組合コーポさつぽろ 生鮮本部長 大見 英明

一、コーポさつぽろの現状について

「コーポさつぽろは一九六五年の創立以来、一貫して店舗展開をすすめてきた、事業規模で全国二位の地域生協である。バブル経済の波の中で店舗事業規模の拡大を中心にして、大手流通資本と対抗してきたことが、バブル崩壊後に事業収益を大幅に低下させ、存亡の危機に立たされた。一九九六年からの「構造改革」のスタート、さらには、一九九八年からの本格的な日本生協連からの支援とあわせて、大規模なリストラの実施による再建の途上にある。基本的には生協の関連事業部門の分離切り捨て、不採算店の閉鎖、職員の給与の大幅なカットなどとあわせて、店舗事業の軸を生協運動の原点であつた『食』に特化することを中心にして、店舗事業の標準化と営業力の強化、仕入れの見直しなどの課題を精力的にす

表1 事業構造の変化

(単位: 億円)

部 門	1994年	1999年	伸長率 (%)
生鮮食品	392	412	105
加工食品	603	638	106
家庭用品	366	243	66
衣 料 品	176	133	76
利用事業	95	54	57
合 計	1636	1480	90

- * 1999年末現在の売場面積は94年度対比87%に閉店縮小を実施している。
- * また家庭用品と衣料は他業者へのリーシングによって74%、80%へ縮小している。
- * 利用事業の減少はホーム事業(営業増改築)の切り離しによる。物販の内訳は店舗事業高で1100億円、協同購入事業326億円となっている。

大見 英明（おおみ ひであき）さん



1958年	愛知県生まれ (北海道大学教育学部卒)
1982年	コープさっぽろ入協
1993年	ルーシー店支配人
1997年	リニュアル本部長
1999年	水産部長
2000年	生鮮本部長 現在に至る

すめている最中である。

ただ今日の経済が、バブル崩壊後の長い停滞局面を克服できない状況とあわせて、スピードのある変化のなかで競争に生き残りながら、原点にかえつて組合員との信頼回復をすすめ、利用の結集を高めていくことを追求しつづけなければならないという状況にある。この状況はコープさっぽろだけではなく、遅かれ早かれ店舗展開をしている生協の共通の課題としてあるようと思われる。今までの成長をさせしてきた、産直に代表される協同組合間共同も同様に「転換点」の中におかれていると思われる。

II、協同組合間共同について

過去の協同組合間共同についていは、コープさっぽろを取り上げた事例として一九八一年の『協同組合間提携の戦略的展望』（時潮社）がある。

このなかでコープさっぽろでの協同組合間共同についてのまとめは以下の通りである。「協同組合間提携の市民生協の位置は現在のところ、そう高くはない。これは、単に全供給高・仕入れ高でのその割合が低いだけではなく、仕入れの直接の担当者自身、協同組合間提携を正しく位置づけていないことも示している。すなわち各部門の仕入れ担当者は、協同組合生産の商品を、概して他のメーカー、業者のそれと同じように扱つており、じいから仕入れるのかは基本的に経済ベースによつて

表2 コープさっぽろにおける米の10年間の取り扱い推移表

年	数量(トン)	金額(百万円)	伸長率 (%)	キロ単価(円)
91年	12,778	5,678		444
92年	13,393	6,360	112.0	475
93年	13,145	6,738	105.9	513
94年	8,704	4,248	63.0	488
95年	9,511	4,435	104.4	466
96年	10,796	4,764	107.4	441
97年	9,722	4,170	87.5	429
98年	9,096	3,573	85.7	393
99年	10,141	3,887	108.8	383

いる。しかしながらこれは一概に否定できない。生協も小売業として流通戦争の中で熾烈な戦いを行っている市民生協にとって、協同組合間提携は理念としてはわかつても、現実は経済ベースで動かざるをえないものである。「このようなコープさっぽろの特徴を一言でいえば「現実主義的対応」といえるかもしれません。

この10年前の指摘とあわせ、いじり取り上げられた代表例としての先進事例について、その後の最近の展開の中から、協同組合間提携の教訓と課題を明らかにしたい。

三、米の取り組み事例から

協同組合間共同の典型例としての米の取り扱いについての推移を紹介する。

ガットやWTO体制のなかで、外圧によって日本国内でのさまざまな保護政策が、規制緩和ということでは是正されてきたが、米についても食糧管理法が撤廃され、九五年に新食糧法が施行された。このなかで、コープさっぽろの米の扱いは表2に示したとおりである。扱い高は米不足があった九三年の六七億円をピークに、九八年は三六億円と実に半減させている。扱い総量も九三年の一億三千三十九三トから九年の九千九百トと六八%に後退させている。また単価は九三年の五一三円から九八年の三八三円と二六%も下落している。(表2参照)

協同組合間共同としての典型例の米を、残念ながら大きく後

退させてしまった。つまり、協同組合間共同の事業であるがゆえに「copeさつぽろが米の扱い上のポジションを低下させてしまった要因を以下のように分析した。

- (一) 新食糧法が実質上の自由化であったにも関わらず、米の产地政策の見直し、ブランド政策の見直しについての立ち遅れがあつたこと。
- (二) 生協の米は産地指定で「安全・安心」でもあることを唯一の主張点・差別化のポイントとして訴求してきた。特に生産者の栽培基準の統一化、ホクレンの精米工場とのダイレクトな受発注と生産体制の確立による販売での鮮度向上対策としての『一週間回目』などへの傾斜である。このことが、実際の競合スーパー・チェーンの低価格での販売攻勢に対して鈍感になつていたこと。
- (三) チヤンネル政策は、一貫して「ホクレン」の一社政策であり、これを新法以降の流通経路の多様化と複合化の中で見直しをしなかつた。環境変化に対する弾力性に欠けたのである。
- (四) 特に低価格攻勢に対して、相対的に立ち遅れがあつた。『新北海道価格』を打ち出した地元スーパーを中心に米は超目玉商品として、この数年間象徴的に扱われた。
- (五) 米問題に対する組合員の参加が大きく後退した。これは、copeさつぽろの旧来からあつた運動としての組合員組織が経営危機と「構造改革」のなかで崩壊したからである。消費量が減つたとはいえ、米は依然として主食であり、重

要な商品だ。この米を職員と組合員・生産者双方の真摯な討論の場を復活させねばが求められていふ。（以上二〇〇〇年度米政策から）

このような反省のもとにあつたため現状に対応した米政策を策定して二〇〇〇年八月から、まず低価格品を積極的に展開はじめた。すでに前年対比一〇〇%増の実績をあげていることなど成果がはじめた。ただ、こうした、米のセールでの低価格販売の比率が急速に高まりつつある。

この間の経験からいえむことは、今回の法改正という劇的な変化に対しても、

(一) 生産者団体は生産者価格を基本的に守る立場（不利益を排除する方向でいつそう機能することは当然であるが、このことが現実主義的対応と判断を双方で鈍化させたこと）。協同組合間共同であるがゆえに、逆に対応を遅らせた立場。

(二) 経済環境の変化の見誤り、北海道経済の急速な冷え込み（拓殖銀行の倒産からの連鎖的な危機）と、実質所得の継続的な低下現象のなかでの米のニーズの変化が大きく起きていたことである。

四、上川アンガス牛の取り組み

畜産分野では、copeさつぽろと北海道上川町農協とのアンガス牛（産直牛）の取引きについて紹介する。一九七八年当時

は「一オーブサツボロ」が「安全で安心な大衆牛肉」のブランド化を模索していたことと、上川町が大規模な肉牛生産団地の準備をするすめるという状況があり、ホクレンの仲介によつて「一オーブサツボロ」の旭川地区を中心に、年間三五〇頭でスタートした。生産は、繁殖、素牛生産を地元の農家で行い、協同肥育牧場で肥育する一貫生産体制であった。生産量の拡大とともに、七九年から三ヶ年で函館、空知、札幌と拡大し、全店と協同購入で展開されている。当初から一三戸の繁殖農家と一戸あたり、七〇頭の繁殖牛で安全性を追求して、無農薬の牧草を主体に育成し、肥育時期にはホルモン剤などの添加物を一切含まない配合

表3 88年以降の取り扱い状況について

年 度	販売頭数	枝肉単価	コメント
88	858	1323	3年後自由化
89	800	1313	
90	736	1278	
91	814	1157	牛肉自由化
92	821	1000	
93	802	941	
94	793	883	
95	943	853	
96	897	889	O-157事件
97	736	893	佐賀牛開始
98	562	788	大沼牛開始
99	559	779	平取牛開始

飼料を使うなどの方法がとられ、優位性の高い商品として登場した。その後の組合員の産地見学、店舗での試食販売キャンペーん等旺盛な活動が繰り広げられてきた。

このように、ハハ年以降は横ばいとなり、近年は低下傾向にある。コープサツボロの取り扱いは上川町農協の出荷頭数のハ〇%から九〇%を一貫して占めている。この間の特徴は、ハハ年度の三年後輸入自由化決定から、枝肉単価は低下しつづけ、九九年では四割以上の減となっている。九一年にコープオージービーフを輸入牛肉の産直扱いとして本格的に展開している。九五年に最大扱いとなつたのは、国産牛への回帰が全体傾向としてあつたことと九六年の狂牛病とO-157の影響もありこの傾向は二年継続した。あわせてこの時期は、上川町農協と年間目標を定めての拡大政策をとつたからにほかならない。

また、九七年からは、店舗の競争力強化のために、アンガス牛だけでなく、国内産和牛の取り扱いなどの複線化がはかられ今日にいたつており、上川農協とは年間五〇〇頭の扱いで推移している。一〇〇〇年六月からは名称も変更して新しく「大雪高原牛」として、「ホルステイン種」主体に再スタートを切つている。こうした上川アンガス牛の相対的な低下と変更は、以下の要因によつている。

(一) 輸入自由化以降の単価の下落により、子牛生産農家の離農が相次ぎ、アンガス種の素牛生産が困難になつたこと。あわせて、和牛やF1(交雑種)を拡大する生産農家が増え

てきしたこと。離農問題と農家の高齢化問題は深刻になつており、上川地区全域がその状態に置かれている。

(二) アンガス種は輸入牛肉の主流であり、輸入量の拡大によつて、品質が同等で価格差が顕著なオージービーフとの関係で相対的に評価が下がつてしまつたこと。北海道で潤沢に供給できるホルスタイン種雄牛の去勢肥育技術が進歩したことでの切り替え可能となつたことである。

このように輸入牛肉の自由化からはじまり、十年の変遷の経過をたどり、今日再スタートができる状況となつた。この十年が長かつたかどうかの評価があるが、双方の試行錯誤の努力があつたことは間違いない。ただ、この過程を振り返るとき、協同組合間提携の課題として明確になつたことは、

(一) 輸入自由化という前例のない事態に対し、やはり臨機応変な対応が困難であつたことであり、時間の経過をへなければ切り替えがなかなかできないという問題を残している。

(二) また契約上、コーパスっぽろとはほぼ全量に近い買い取りになつており、競争をうまなかつたことが、双方の判断を鈍化させてしまつたことができる。やはり取引先の複数確保は必要で、協同組合間提携も産地間競争の一提携間競争による、いわゆる切磋琢磨の関係を構築しなければ、技術の進歩、管理の向上もありえないということである。

一九九八年上川町と農協、農業経営者が一体となつた農業法

人グリーンサポートが設立された。肉牛と畑作の生産事業、農作業の受託事業、乳牛の預託事業を展開しており、地域ぐるみでの生産委託が広域で可能となつた。循環型農業の展望のなかに上川アンガス牧場の経営委託もされ再スタートしている。離農克服のための地域の対応策の中に、将来展望につながる動きが始まつたことに感謝したい。

五、漁連との取り組み事例

北海道漁連との取り組みはこの間大きく拡大をしている。九年度の鮮魚の仕入高約一〇〇億円に対して一一億円(一一%)までのシェアをもつまでになつてている。近年における典型的な取り組みは、コーパスっぽろとの産直鮮魚と塩干工場の漁連石狩工場への業務移管、情報の開示による営業企画提案力の向上の三つがあげられる。

産直鮮魚は、コーパスっぽろの組合員に対して、旬の高鮮度の商品を産地直送で提供することと、産地を明示して顔の見える産直を実現する中で、漁協(生産者)自ら販売を手がけることによって、消費地のニーズに基づいた鮮度品質規格づくりの改善や付加価値の向上に貢献していくことという趣旨で一九九五年から実験展開された。一九九七年五月から週三回の定期納品として拡大し、現在では札幌圏の三〇店舗、参加漁協も三三漁協に拡大している。実際の仕入高は年間で四〇〇〇万円程度と決して比率は高くないが、店舗では競合他社との差別化対策と



して、貢献している。北海道ではシーズンでの取り扱い魚種が
かたよる等の独特な問題や、一方で店舗担当者の取り組み姿勢
のバラツキなど解決すべき点は多いが、これらの課題を漁連と
コーフーさっぽろ双方が協議しながら、すすめている。

また、コーフーさっぽろの生鮮センター内で稼動していた塩干
製品工場についても、一九九八年に将来的な新規投資制限とい
うコーフーさっぽろの経営環境から、道漁連の石狩食品工場に業
務の一部移管を行い、その受け皿として機能している。

一九九九年下期からは、水産部門でコーフーさっぽろのすべて
の販売情報（POS情報・店舗での販売上の企画のまとめ）を
取引先に開示した上で、客観的に問題点を明らかにし、対策を
検討しあう「営業企画力向上研究会」（MD強化研究会）を月次
に開催している。すべての取引先を対象として、一同に会する
中で、道漁連側での組織的な変更をともなった積極的な対応が
すすみ、協同購入の週次企画分析提案や、産直鮮魚の取り組み
改善提案などをいたいでいる。ともすれば日常性に埋没しが
ちな状況の中で、目先の商談ではなく双方が情報開示のなかで、
一步踏み込んで改善策を協議する場を有效地に活用している。こ
の提案手法にもとづく取り組みの成功事例は、道漁連の営業対
策として、すでに他の生協へも波及しつつあり、広く成果をお
さめつつある。

道漁連との最近の関係性から協同組合間共同の課題としてい
えることは、
(一)「コーフーさっぽろの側からの従来の関係以上に踏み込んだ積

極的な情報開示が、双方の経営資源のより有効な活用と水準の向上に貢献したことである。私たちの営業上の不十分点を自らオープンにすることで、お互いに見える関係性の構築の中で、実効のある解決が図られてきた。

(二) また道漁連は、私たちと直接、単協を見る形で結び付けた役割を積極的に演じてくれている。このスタンスが実効ある問題解決を早めると思われる。

六、まとめにかえて

以上のように一つの試行錯誤の事例と一つの最近の成果から、協同組合間共同もそれぞの立場で時代対応の努力が不足していたことは否めない。これに有効性のあるものに切り替えていくことが必要であると思う。一九九〇年代という時代は外的条件に翻弄された変化対応がむずかしい時代であつたかもしれない。後手の対応に回ってしまったのは、協同の関係性が時として桎梏に転化する要素を内包していることだ。

この克服は、私たちのものつ情報をより積極的に開示し、発信し、パートナーとしての生産協同組合の多様な情報としつかり結合させることで、あらたな経営資源（ビジネスチャンス）として双方での利益を増大させていくこと意外にないと思われる。私どもも、変化のスピードが加速性をたかめているこの時代に、しつかり情報開示を積極的にすすめていき、パートナーとしての生産協同組合にも同様の開示性を願つてい。

もう一つ、今日、「産直」という言葉が生協の専売特許ではなくなつた時代にあって、協同組合間で協同していれば済むという問題ではなくなつてきている。文字どおり商品の相対的な優位性があつてこそその協同である。しかしながら協同組合陣営は私どもも含めて、その商品の優位性をアピールすることが実に下手である。現に『いいことやつてるのに』と組合員さんからもお叱りをうけねじがある。そうした時にその商品を際立たせるブランド戦略を真剣に構築すべきだと思う。ホクレン、ぎよれんのハウスブランドのなかに単協単位のブランド戦略が必要で、これが一人歩きする水準を確立できればと思っている。二〇〇〇年から、生鮮取り扱いにおける「コープさっぽろ」独自のブランド戦略を『コープ厳選』と『コープ産直』の二つに絞つて、協同の商品開発をスタートしている。まだはじまつたばかりであるが、この延長線上に、産地のブランド戦略と結合できればと思ってじる。組合員との関係性も、組合員活動の高齢化や、停滞状況、また協同購入利用者のなかでの『口配』（一軒ごとに有料でお届けする）利用者の急速な増加傾向など、目に見える協同からよりパーソナルな関係へと変容している。こうした環境条件からも商品から発信するメッセージの力がより求められている。

最後に、改めて、理念を大切にしつつも『現実主義的対応』を一層強化することが前提であると思ってならない。二〇年前の反省が足らないとお叱りをうけるかも知れないが、あえて確認しておきたい。

中山間地域等 直接支払制度の概要

北海道農政部 農村振興課 課長補佐

奥田 晋一

一、はじめに

EU（ヨーロッパ連合）に遅れること一五年、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第一〇六四）第三十五条第二項に位置付けられた、我が国農政史上初めての取組みである条件不利地域対策としての直接支払制度が平成十二年度から実施されることになりました。

制度導入までの経過は、平成十年九月に、食料・農業・農村基本問題調査会の答申で導入が提言され、十一月に取りまとめられた農政改革大綱で、対象地域・対象行為・対象者等の枠組みが示され、導入に向けて第三者機関を設置して具体的な検討を行うこととされました。

これを受けて、国の制度検討会において、十一年一月から八月にかけて、九回にわたり制度運営の課題や適切な運用方法等について検討が行われ、八月に中山間地域等直接支払制度検討会報告が示され、この報告等に基づき、平成十二年度の予算措置が講じられたもの입니다。

二、制度の概要

本制度導入の基本的な考え方は、①国民の理解を得るとともに、WTO農業協定上の「緑」の政策として実施、②明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保しながら実施、



奥田 晋一（おくだ しんいち）さん

1971年 北海道大学農学部卒業
1976年 北海道大学農学部大学院博士課程
1987年 北海道農政部農業対策室主査
1984年 農業経済課資金調整係長
1996年 地域調整課主幹
1988年 農村整備課主幹

③国と地方公共団体との緊密な連携の下で実施、④制度導入後も、中立的な第三者機関による実行状況の点検、政策効果の評価、基準等の不断の見直しを実施することとされています。

なお、「縁」の政策として位置付けられているものには、
①生産に関連しない収入支持（米国・直接固定支払制度九六年導入）、②環境対策（EU・八五年導入）、③条件不利地域対策（EU・七五年導入）があります。国の検討会においては、「これら全てを同時に導入すべきとの意見もありましたが、国民の理解を得て実施するためにも、EUのように段階的に導入することとし、まずは条件不利地域対策を実施すること」とされました。

また、従来の農業政策の多くが、国レベルで決定したものと、地方政府が実施するというものでありましたが、本制度は、国に先行する形で、各地の地方公共団体により草の根的に実施されてきた政策を、ボトムアップにより全国レベルで展開しようとするものであり、その点においても画期的な意義を有するものです。

(一) 制度の趣旨

耕作放棄地等の増加により、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、国民の

表1 対象市町村一覧

支庁	市町村	一般	特認
石狩	札幌市		
	江別市		
	千歳市		
	恵庭市		
	北広島市		
	石狩市		
	当別町		
	新篠津村	◎	
	厚田村	○	
	浜益村	○	
	計	3	
渡島	函館市		
	松前町	○	
	福島町	○	
	知内町	○	
	木古内町	○	
	上磯町	○	
	大野町	○	
	七飯町	○	
	戸井町	○	
	恵山町	○	
	椴法華村		
	南茅部町		
	鹿部町	○	
	砂原町	○	
	森町	○	
	八雲町	○	
	長万部町	○	
	計	14	
桧山	江差町	○	
	上ノ国町	○	
	厚沢部町	○	
	乙部町	○	
	熊石町	○	
	大成町	○	
	奥尻町	○	
	瀬棚町	○	
	北桧山町	○	
	今金町	○	
	計	10	
後志	小樽市		
	島牧村	○	
	寿都町	○	
	黒松内町	○	
	蘭越町	○	
	二セコ町	○	
	真狩村	○	
	留寿都村	○	
	豎茂別町	○	
	京極町	○	
	俱知安町	○	
	共和町	○	
	岩内町	○	
	泊村		
	神恵内村		
	横丹町	○	
	古平町	○	
	仁木町	○	
	余市町	○	
後志	赤井川村	○	
	計	16	1
	夕張市	○	
	岩見沢市		
	美唄市	○	
	芦別市	○	
	赤平市	○	
	三笠市	○	
	滝川市		
	砂川市	○	
胆振	歌志内市		
	深川市	○	
	北村	○	
	栗沢町	○	
	南幌町	○	
	奈井江町	○	
	上砂川町		
	由仁町	○	
	長沼町	○	
	栗山町	○	
網走	月形町	○	
	浦臼町	○	
	新十津川町	○	
	妹背牛町	○	
	秩父別町	○	
	雨竜町	○	
	北竜町	○	
	沼田町	○	
	幌加内町	○	
	計	23	
上川	旭川市	△	
	士別市	○	
	名寄市	△	
	富良野市	◎・△	
	廻栖町	○	
	東神楽町		
	当麻町	○	
	比布町	○	
	愛別町	○	
	上川町	○	
胆振	東川町	○	
	美瑛町	○	
	上富良野町	○	
	中富良野町	○	
	南富良野町	○	
	占冠村	○	
	和寒町	○	
	剣淵町	○	
	朝日町	○	
	風連町	○	
留萌	下川町	○	
	美深町	○	
	音威子府村	○	
	中川町	○	
	計	20	3
	留萌市	○	
	増毛町	○	
	小平町	○	
	苦前町	○	
	計	10	
留萌	羽幌町	○	
	初山別村	○	
	遠別町	○	
	天塙町	○	
	幌延町	○	
	計	9	
	稚内市		○
	猿払村	○	
	浜頓別町	○	
	中頓別町	○	
宗谷	枝幸町	○	
	歌登町	○	
	豊富町	○	
	礼文町	○	
	利尻町	○	
	利尻富士町	○	
	計	9	1
	北見市	△	
	網走市		
	紋別市	○	
十勝	東藻琴村	○	
	女満別町	○	
	美幌町		○
	津別町	○	
	斜里町		○
	清里町	○	
	小清水町	○	
	端野町	○	
	訓子府町	○	
	置戸町	○	
網走	留辺蘂町	○	
	佐呂間町	○	
	常呂町	○	
	生田原町	○	
	遠軽町	○	
	丸瀬布町	○	
	白滝村	○	
	上湧別町	○	
	湧別町	○	
	滝上町	○	
釧路	興部町	○	
	西興部村	○	
	雄武町	○	
	計	9	1
	室蘭市		
	苦小牧市		
	登別市	○	
	伊達市		
	豊浦町	○	
	虻田町	○	
根室	洞爺村	○	
	大滝村	○	
	壯瞥町	○	
	白老町	○	
	早来町		
	追分町	○	
	厚真町	○	
	鶴川町		
	穂別町	○	
	計	3	2
合計		172	10

注1) ○は、16年度まで対象

注2) △は、一部指定

一般：旭川市は、旧江丹別村

北見市は、旧相内村

富良野市は、旧山部村

特認：名寄市は、旧智恵文村

理解の下に、平地地域との生産条件の格差の八割（二割は農家の自助努力）を直接支払いするものです。

（一）対象地域・農用地

本道における対象地域は、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域振興五法（国会の議決を経た法律である特定農山村法・山村振興法・過疎法・半島法・離島法）の指定地域で、一七一市町村となっています。

対象農用地は、一翁以上の一团の農用地で、①急傾斜農用地（勾配が田1／20以上、畑等15度以上）、②小区画・不整形な田、③積算気温が著しく低く（五月一五日から一〇月五日までの単純積算気温が一'三〇〇℃以下）、牧草専用地面積の経営耕地面積に占める割合が七〇%以上の市町村の草地のほか、④市町村長の判断による緩傾斜農用地（田1／100'1／20未満、畑等ハ'一五度未満）や高齢化率（六五歳以上農業従事者の農業従事者に占める割合四〇%以上）・耕作放棄率（田ハ%、畑一五%以上）の高い農地となっています。

五法地域のこれら対象農用地は、一般基準ですが、五法以外でも、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域や五法内でも傾斜農用地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率の高い農用地については、それら不利性についてのデータを明らかにした上で中立的な第三者機関の審査・検討等により、道段階で特認として設定す

ることができる仕組みとなっており、十一年度には一〇市町村を設定したところです。（表1）

なお、上記した特認については、地元が追加の負担をしまで指定したいということから、国の負担する額を引き下げ（1／2→1／3）等無制限な歯止め策を講じた上で、都道府県ごとの農用地の一一定割合（農用地面積の5%以内）の範囲内とされています。

（二）対象者

集落協定に基づつき、五年間以上継続して農業生産活動等を行つ農業者等です。

なお、集落協定の締結が困難な場合には、認定農業者等と農用地の権原を有する者との間で、利用権設定・農作業の受委託等について締結する個別協定によりますが、この場合、対象農用地（一翁の面積要件は無し）は引き受け地のみで、集落協定のように自作地は対象になりません。

また、農業従事者一人当たりの農業所得が札幌市の勤労者一人当たりの平均所得（五七五万円）を超える者は、交付金がなくとも農業生産活動の継続が可能であり、耕作放棄をする恐れがないと判断されるため、対象外ですが、こうした農業者にあっても個別協定による引き受け地は対象となるほか、集落の共同取組活動にその交付金を充當する場合は、自作地も対象となります。

表2 農業生産活動等として取り組むべき事項（例示）

分類		具体的に取り組む行為
必須事項 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	①適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、②耕作放棄地の復旧や畜産的利用、③高齢農家・離農者の農用地の貸借権設定、④法面保護・改修、⑤鳥獣被害の防止、⑥林地化等
	水路・農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修（泥上げ、草刈り等）
選択的必須事項 多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組	①土壤流亡に配慮した営農の実施、②農用地と一体となった周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	①景観作物の作付け、②市民農園・体験農園の設置、③棚田のオーナー制度、④グリーンツーリズム
	自然生態系の保全に資する取組	①魚類・昆虫類の保護（ビオトープの確保）、②鳥類の餌場の確保、③粗放的畜産、④環境保全に資する活動

（四）対象行為

対象農用地において、表2に例示する必須事項である農業生産活動等に加え、多面的機能の増進につながる行為として、集落がその実態にあった活動を一つ以上選択して実施することを農業者等の間で取り決める集落協定を締結する必要があります。

多面的機能を増進する活動については、①非農家のみならず、非対象農家の理解を得るためにも、直接支払いの対価としての多面的機能の十分な発揮を国民に示していくこと、②農業サイドにおいても従来と同じ行為に対して交付金を交付されることについて、農家の誇りを傷つけるのではないからのこと、さらには、③次期WTO交渉で環境重視の方向が出されることとも予想され、EUにおいては、これを先取りする形で条件不利地対策等の直接支払いに何らかの環境上の行為を要件に加えようとする動き（クロス・コンプライアンス）があること等から、本制度においても、交付金の交付を受けれる条件として、集落の実態にあった多面的機能を増進する活動を協定上に規定することが定められています。

なお、①法律で義務付けられている行為や②国庫補助事業の補助対象として行われる行為に交付金を充当することは制限されませんが、こうした①・②の行為を多面的機能を増進する活動にカウントすることはできないので、別の行

表3 10 a当たりの交付単価

地目	区分	交付単価	地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000円	草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	8,000円		緩傾斜	3,000円
畑	急傾斜	11,500円	採草放牧地	草地比率の高い草地	1,500円
	緩傾斜	3,500円		急傾斜	1,000円
				緩傾斜	300円

為の実施が必要です。

また、市町村は、地域の実情に即し、集落協定による取組事項や交付金の使用方法等を規定する市町村基本方針を策定するほか、協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止する観点から、集落が交付金の交付額の概ね1／2以上を共同取組活動に充てるよう指導することとされていますが、個々の農家に配分される交付金についても、個別取組活動として農業生産活動等や多面的機能を増進する活動に使用することが望ましいのはいつまでもないことです。

共同取組活動とは、集落に交付される交付金のうち、個々の農家には配分せず、集落の代表者が管理し、集落協定に基づき、集落ぐるみで取り組む活動（施設整備、機械導入、多面的機能を増進する活動等）に必要な経費として、集落の代表者が請求者（業者、出役者等）に交付金を支払う取組活動をいいます。

(五) 交付額

10ア 当たりの交付単価は表3のとおりです。

また、担い手育成のインセンティブとして、認定農業者等や新規就農者が平成十二年度以降新たに利用権の設定等を行つた対象農用地については、規模拡大加算として10ア 当たり田で一、五〇〇円、畠・草地で五〇〇円が交付されます。交付金の交付は年度末になりますが、交付単価は、一般

	通常基準	国 費 (1/2)	都道府県費(1/4)	市町村費(1/4)	
		240億円	120億円	120億円	
			普通交付税	特別交付税	普通交付税
			60億円	60億円	60億円
一般	緩傾斜等	国 費 (1/3)	都道府県費(1/4)	市町村費(1/4)	
		50億円	25億円	25億円	
			普通交付金		
			25億円	25億円	
特認		国 費 (1/3)	都道府県費(1/3)	市町村費(1/3)	
		40億円	40億円	40億円	
			20 億円	普通交付金 20億円	20 億円
				20 億円	

図1 事業費の負担割合、地方財政措置

特認とも同額で、これら交付単価に係る国の負担割合は一般で1／2、特認で1／3となつておます。

受給額の上限は一農業者等（一戸）当たり100万円で、第三セクター・生産組織等には適用されず、また、共同取組活動に交付金が使われる限りにおいては、個々の農家の交付金の受給上限額100万円にカウントされません（共同取組活動としての出役に対する労働報酬や集落の代表者等に対する報酬についてはカウントされます）。

協定に違反した場合は、農業者の死亡・病気（高齢化による農業の続行不能を含む）、自然災害等の場合を除き、協定認定年度に遡って協定農用地のすべてについての交付金を返還することとされていますが、集落の他の農業者や新規就農者等がその農用地を引き受けた場合には、返還する」とになります。

(六) 事業費の負担割合・地方財政措置

全国の十一年度の事業費総額は700億円で、そのうち中山間地域等直接支払交付金（定額交付金）により330億円、地方単独事業に対する措置として国費と同額の330億円が普通交付税・特別交付税により措置されています。（図1）

(七) 直接支払いの実施体制

市町村の土地利用を定めた農業振興地域整備計画等と整



図2 直接支払い実施体制

合的に制度を実施していく必要があることや守るべき価値のある農用地は地域が主体性を持つて指定していくことが適切であること等から、国と地方公共団体とが共同で両者の緊密な連携の下で実施する必要があるとされており、それぞれの段階における取組事項等については図2のとおりです。

(八) 対策期間

十六年度までの五箇年間ですが、交付金の交付は、生産性・付加価値の向上等による農業収益の向上、生活環境の整備等により、生産条件が不利な地域における農業生産活動等の法律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施することとされています。

三、本道における制度の適正・円滑な運営

(一) 集落協定締結に向けた取組み

本制度の目標実現のためには、個々の農家の取組み以上に集団による取組みが有効であり、また、その投下資本の経済効率も高いことから、こうした集団の取組みを通じて、安定的な集落の基盤をつくり、健全な農業生産活動等を維持することが、耕作放棄の防止を図る上で重要なことです。

トハつた」と踏まえ、交付金の交付を希望する集落にあつては、交付金交付のために、集落における取組活動等を検討・実施するのではなく、集落の農業者の全員が自指そのじつじゆ方向としれに即した農業生産活動等や屋敷周りの環境整備等多面的機能を増進する活動の取組みについて、集落ぐるみで十分に話し合ひ、全員同意の下に、協定上の取組活動として規定する」とが大きなポイントとなつてします。

(1) 事業実施市町村等における取組み

本道の十二年度における事業実施は、現在のところ八九市町村、約二十七万㌶、交付金約七八億円程度（国約三八億円、道約一〇億円、市町村約一〇億円）を見込んでいますが、このうち、草地比率の高い草地を対象とする市町村は約四割、面積ベースで九一%を占めております。

一般基準と特認基準別の対象面積は、おおよそハ二十四割合で、地目別耕地面積に占める対象農地面積は、田で約七%、畑約三%、草地で約六〇%となつてます。

なお、地域においては、集落営農の一層の推進に向けて、足寄町や中標津町のように共同取組活動に交付金の全額を当てるように指導している市町村もあり、また、浜中町のように、これを契機に精度の高い航空写真による「ジタルオルソ画像による農地等の地形情報と各種データベー

スを関連付けた地理情報システム（Geographic Information System）を整備し、機械の共同利用等による集落営農の確立を目指す第一ステップとして、離農跡地の取得から飛び地になつてゐる各農業者の農地を、交換分合により利用集積するための基礎資料として活用しようとすることもみられるなど、本交付金を効果的に活用し、地域農業を一層発展させるため、前向きに取り組んでいる市町村も少なくあります。

四、おわりに

本制度が本道中山間地域等の農業生産条件の不利の補正に有効な制度となるよう、また、本交付金を契機に集落協定が結ばれ、従来、遅々として進まなかつた集落営農の一層の促進による新しく地域農業の構築、さらには、今後、Eつのような環境直接支払い、直接所得補償（WT-O農業協定上の「青」の政策、九一年導入）やアメリカのよくな直接固定支払制度へと施策をエクステンション（拡張）していくためにも、国民・道民の理解を得ながら、制度を適正かつ円滑に実施する」ことが極めて重要である」とから、道としても万全を期して制度を運営してきましたと想えておりますので、農業の方々の努力はもとより、関係機関のむづなる支援について、よろしくお願ひします。

「地域で暮らすという事」

その3

みんないつしょでいいしょ

たすけあいワーカーズ「むく」代表
石川 絹子

十月から、六五歳以上の第一号被保険者への介護保険

料徴収が始まつたが、来年の九月までの一年間は、国の特別対策で本来の保険料の半額でよいということだ。保険料額が市町村ごとに異なり、前年度の所得額に応じて五段階に分けられて、年金からの天引きが原則となつている。

民間の保険のように、集金や銀行等で自分のサイフからお金を払うのとは違い、年金が減つている訳だから、取られていると感じるかもしない。また、「負担するなら利用しないと損だ」と思うかもしれない。しかし、認定を受けサービスを利用している人の中には、一割の利用料負担があるので、負担額を低く抑えようと、サービスの利用を控える場合もさらに

増えると思われる。

介護保険制度という福祉

に市場原理が導入され、民間事業者が新たに参入したが、サービス利用者が予想を下回り、採算が取れず、縮小や撤退を余儀なくされた事業者が出てきている。今後、顧客獲得のために価格競争が始まる可能性もあるという。

しかし、大切な介護をお任せするのに、はたして価格だけで事業者を選ぶのだろうか。古くからヘルパーの派遣をしていた社会福祉協議会や市町村の委託事業者が、大手事業者のマスクミを使つたコマーシャルにも負けなかつた訳で、利用者の立場としては、家の中に誰を入れるかが問題で、どこの誰でもいいとは思っていないからだろう。馴染みの人人がやっぱりいいのかなと思う。多くの人



石川 絹子（いしかわ きぬこ）さん

南富良野町生まれ。

釧路赤十字看護専門学校卒業後、臨床・診療看護婦となる。

1994年たすけあいワーカーズ「むく」を設立し代表となる。

1999年10月たすけあいワーカーズ9団体によるNPO法人北海道たすけあいワーカーズの代表理事に就任、現在に至る。

4月からスタートした介護保険制度では、「指定居宅サービス事業者」の指定を受け、事業展開をしている。

は、価格やイメージで事業者を選ぶのではなく、実際にサービスをしてくれるヘルパーに信頼を寄せて、選んでいるのではないか。

また、最近の新聞によると、

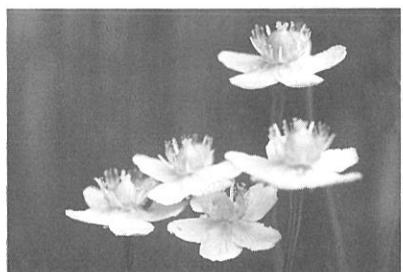
草むしりや窓ガラス磨き、ペット等の散歩や餌やり、草花の水やりは、ヘルパーの仕事ではないと厚生省からの通達があったと載っていたが、はたしてそうだろうか。

高齢になつたり、身体に障害をもつたりしても、ちょっとした手助けがあれば、在宅生活が続けられる。在宅で生活するという事は、心豊かに自分らしく暮らす事であつて、最低限度の生活に我慢して暮らす事ではないと私は思っている。地域に根ざして活動してきた福祉系のNPOは、様々な「困った」に応えるサービスを提供してい

る。小規模民間企業やNPO法人が、質の高い満足のいただけるケアを提供し、地域に認知されることで、私たちの老後も明るくしていける。ヘルパーという職業は、一人ひとりの一一人に柔軟に応じられる、日常生活援助の専門家であり、責任も重くて大変な仕事だ。中にはお金を払っているのだから、何でもやつてくれて当たり前と思つて

いる利用者もないわけではないが、一緒にどうしたらいいのか、何を援助すべきかを相談しながらやつていきましようという事を私たちは目指している。

ところで、最近「バリアフリー」とか「ノーマライゼーション」という言葉をよく耳にするようになつた。高齢者も障害がある人も、皆が共に暮らす、本来あるべき普通の



状態に戻すことがノーマライゼーションで、共に暮らしていくのを阻む障壁を取り除いた状態をバリアフリーという事らしい。

障害を持つ子供が、小学校や中学校と進むうちに、まわりからいなくなっていくようを感じませんか？それは教育を受けた為に、校区外や他の町の学校なり施設へゆき、いわゆる健常者の生活の中から、隔離・収容されてしまっているだけで、そんな反福祉的現実がまだまだあるということだ。「まちの中で自立した生活がしたい」と行動を起こした人たちがいて、やっと上記の言葉が浮上してきたように思う。

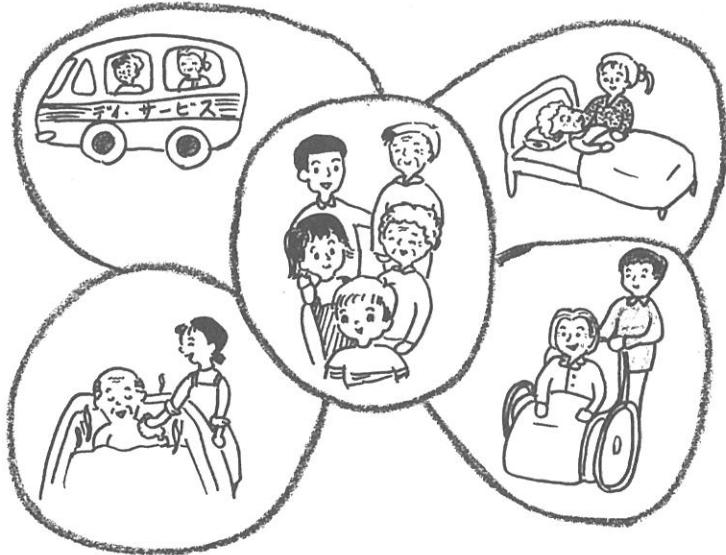
街で暮らすための家や道路や公共の施設など、高齢者や障害者にとって使いやすい造りになっているだろう

か。そういう人を見かけた時に、さりげなく手助けできるよう人がどのくらいいるのだろうか。

私事だが、二年前の冬に

足を骨折した事があり、一ヶ月程松葉杖のお世話になつた。その時には、一歩外へ出るのもどんなに大変な事かということを実感した。階段は上がる事はできても、降りる事は恐ろしくて出来なかつたし、ドアを開けることは押すのも引くのも難しく、公共の乗物には乗る事もできなかつた。娘の卒業式には杖について出席したが、そのためには必要な荷物が手に余り、移動するのに難儀した。病院でさえ、自ら車椅子を貸してくださいと言わなければならなかつた。

「五体不満足」という本を出した川武洋匡さんが、その



さわやかな笑顔で電動車椅子に乗つて登場してからは、随分と障害をもつた方への見方が変わったように思う。その著書の中に「環境さえ整つていれば、ボクのような害者でなくなる」と書いていた。また、「障害者に対する理解・配慮はどこから生まれてくるのだろうか。ボクは、「慣れ」という部分に注目している」ともあった。

普段の生活の中で、「おはよう」「お疲れ」と挨拶するように、歩いていて人にぶつかつたら「ごめんなさい」というように、人にお世話をなつたら「ありがとう」とお礼をするように、声を掛け合う事は普通のことだと思う。それは自然であたりまえの事で、それと同じように、困っている人を見かけたら、

「どうしましたか?」と声を掛ける事に慣れていないだけの事。「心のバリアフリー」

は、昔は普通の事だったはず。それから、いわゆるハード面の施設や建物については、障害者や高齢者にやさしい造りであれば、子供にも誰にでも使いやすいって事だと

思う。これはみんなで声を出し合つて、行政や企業を動かしていくなければ変わつていかないのかと思われる。

街にはいろんな人がいて当たり前、みんな一緒にいいしょや。まだまだ様々な偏見や差別があるけど、五体満足な人だつて、いつ事故や病気で障害を持つか分からぬのだから、人にやさしい「まちづくり」を一緒に始めてみませんか? みんないつしょでいいしょが普通の暮らしになるように・・・。



特別寄稿

十勝における 豚丼諸類型および雑感

ペンネーム

碓田 素州



北海道の地域農業の振興をどのように図るかが出来るるか、どうすれば地域の活性化が図れるか、この機関誌を購読されていな皆さんが日夜頭を痛めていたる課題であるが、少し視点を変えて、農産物の原点すなわち「食」の視点から農業を振り返るのはどうだらうか。

若手研究者の幾人かで、北海道の安くておいしいものの話で盛り上がったが、「元気の元はおいしいものを腹一杯食べる」とか「始まるといつ独断で、今後何回か「この店の」いつは「この」などと取り上げて皆さんに紹介し、そこから北海道の食材を見てみたいと思う。一回目は豚丼である。ちなみにペソネームは「ウスターーソース」と読む。

はじめに

最近、豚丼が静かなブームのようですね。発祥地である十勝管内はもとより、札幌などでも専門店が増えしきらむし、なんと出前専用の軽貨物車まで登場してしまったのです。ついでに、首都圏でも専門店ができるなど、その知名度は全国に広がるほどメジャーになってるのです。

ところへいとど、本稿では内地出身札幌在住の筆者が食べ歩いた範囲という限定ではあります、十勝でみられる豚丼のタイプと特徴について、思ひつゝもとにレポートしてみます。

ぶたどん

▼豚丼のタイプ別特徴

一口に豚丼といつても、いろいろなタイプが存在します。ここでは、以下のように大きく4つに分類して、タイプ別にその特徴をみてみます。

①肉型

豚丼専門店、もしくははじめから豚丼を売りにしている店において最も一般的な豚丼タイプ。豚肉は大きめ・厚めで、焼き方は網焼き、ステーキ風や炒め風などの違いはあるものの、どんぶり飯の上にタレで味をつけて焼いた豚肉をのせるだけという、構造はいたってシンプルなものです。でも、これこそが豚丼の原点です。

札幌や都府県からやってくる人たちがイメージする豚丼がまさにこれであり、多くの人が帶広で元祖・ばんちょう（西一南十一）や駅弁（ぶた八）にてこのタイプを最初に口にすることになります。

②タレ型

豚肉は薄く、肉よりもタレの味で勝負するタイプ。形態的



には前述の①肉型と同じなのですが、豚肉とタレの主従関係に変化が生じてこられるので別タイプに分類させていただきます。

一見するとい、想像していた豚丼像（＝①肉型）と違つて、じ飯が黒っぽいタレにまみれてるので少々口感いますが、口にしてみると豚肉の持つうまみと各店独特のこってりしたタレがどんぶり飯とうまく絡み合つ、口の中で有機複合交換耕作堆肥投入四年輪作（何のこいつや）のような絶妙なハーモニーを奏でます。

地元の人には「豚丼のうまい店知らない？」と聞くと、このタイプの店を教えられることが多いです。代表的な店として、帯広市内では、たんきち（西三南九）、新橋（西二南四）、鶴橋（柏林台東町四丁目）などがあげられます。これらした店の特徴として、必ずしも専門店ではなく、大衆食堂などで徐々に豚丼が評判となつて店の看板メニューになつていよいパターンがあげられます。

④増量型

豚肉にタマネギをはじめとする野菜類を加えて炒めたタイプ。形態的には、野菜が入るので、上記の三つのタイプと明らかに違います。このタイプは、②タレ型と同様に大衆食堂でよくみられます。形態よりも決定的な違いは、②タレ型が豚肉の薄さ・小ささを各店独自で工夫したタレの味によつてカバーしようとしたところに対し、この場合は野菜の味を豚丼の味にプラスに働かせようとするよりも、単なる具の増量が主な目的になつてゐるようと思えることだす。従つて、②タレ型のように店の看板メニューとなることは稀なよつです。

③チャーシュー型

ラーメンの具のよくなじむけた焼豚（実際は煮込んであるのだが・・・）がのるタイプ。これも形態的には①肉型と同

確かに、栄養学的には野菜が入っている方が良いのでしょうが、何も豚丼に一匹以上を求める必要はないのでしょうか。もし私が牛ならば、テントコーンを葉巻（トウモロコシ）とサイレージにするよりもコーンの実だけ食べたいと思ってしまう（何よつと違うか？）。豚丼は、有名になつたとはいいえ、まだまだローカルな食べ物で、なおかつ、元祖の店がはりきりしてしまつともあり、

かつ丼などのように多様な形態（名古屋の味噌かつ丼、岡山の「トマトスカツ丼など）にはならないといつて。それでも最近のブームを反映してか、いわゆる「開花丼」のよう

な卵じの豚丼や「チーズ豚丼」などという悪ノリ的メニューも散見されるようになつてしまふ。それにしては後述します。

それにしても、「ひらしき豚丼専門店など」に近い店では、みそ汁が別売りのことが多いのでしょうか（これがこの



▼ 天丼にも豚肉を

十勝管内で食堂に入りメニューを見ると、「丼もの」もつべは「御飯もの」といふ。「豚天丼（重）」「肉天丼（重）」なるものがみられることがあります。想像するに、海老天丼の海老の部分を豚肉に置き換えたようなもの、つまり、豚肉の天ぷらを甘辛い醤油だれに浸し、丼の飯の上にのせたものなのでしょう。

これは豚丼に分類すべしではないと思ふが、帯広のゆう天（西一七南三）や池田駅前の香味屋などでもメニューにあるので紹介しておきます。最近の十勝にお出でまいり行くつても豚丼一色（老舗の天ぷら屋でもが）ひとつ懶向に食傷

気味の方は一度試してみるといいでしょう。

また、地域的な広がりはみせていませんが、単発でへんな豚肉料理事例もまだまだあります。十勝は人口に対しても前衛的な級豚肉メニューが多いのですが、いくつか名前だけ記述しておきます。「ねぎかつ丼」、「とんとん丼」、「からし入りカツ丼」などです。

前述のチーズ豚丼を含め、「れりの中から「ポスト豚丼」は出現するのでしょうか?

多分ありますな」といいます。だつて、おこしこものをつくらうじつ情熱から誕生したところによれば、単なるつけ狙いみたいなメタマーばかりですもの(だから店名も掲載しません)。

▼ 強引な推測

十勝の豚丼や豚天丼につづいて直感的に思うのは、まるで何かの代用食のようであるということです。とかくいつこても

歴史的経緯を一切調べたわけではありませんが、例えば赤飯に甘納豆を入れると同様に、北海道では手に入りにくい食材について、豚肉を代替的に使つたものという印象を強く受けます。

初めてはじめて十勝の豚丼を食べたときに感じたのは、関東

地方の饅頭で安価メニューとして存在する「ヒラモ」に似ているところがあります。これは鶏肉を饅頭と同様にタレをつけて焼いて重箱にのせたもので、グリーンピースがまぶしてあります。要するに、豚丼は、誕生の経緯は何にせよ、饅頭の代替品として普及していくのではないのかということです。饅頭屋に専門店が多く(そして北海道では饅頭そのものがきわめて少なく)、きも吸いが別注文の場合が多い」とかのも一理あるのではないかでしょうか。

それでは豚天丼はどうなのでしょうか。海老の代替品なのでしょうか。饅頭に比べれば十勝でも海老の調達は容易であると考えられます。ただ、現在、天丼に使われている海老は輸入物のブラックタイガーや多いこともあり、たとえば終戦後の一時期など海老・イカ類の調達が困難な時期に豚肉を代替的に使い、それが意外に好評でそのままメニューに残ったなんとも考えられます。

以上は単なる思いつきの推測に過ぎませんが(的はずれだつたらじめんなさい)、日本の洋食が「和魂洋才」の賜物であることにからも、豚丼や豚天丼は、まさに「十勝魂和才」の産物であるところです。これで十勝に敬意を表しておこうと思います。

▼むすび

ここまで、思いつままに書いていて、ふと思つたのです
が、十勝といえば、じ存じの通り、日本を代表する大規模畑
作地帯です。でも、豚丼の主役である豚肉もコメも大規模畑

作とはあまり関係なさないのです。むつこえは、水産物を除く
北海道名物料理を考えてみてもあまり地域農業とは関係が深
くないようです。例えば、メジャーなものではジンギスカン、
少しマイナーなものでは根室のエスカロップなどがそうした
事例としてあげられます。

最近は、札幌でも豚丼やエスカロップを当たり前のようにな
りにしますが、やはりこうした地域限定的な名物は地元まで
行つて食べてこそ価値があるものだと思います。それに、十
勝出身の方が豚丼について語る姿は、ほほえましいものがあ
ります。

でも、せっかくの農業王国ですから、でもねいとなりば各
地域の農産物を活用した名物も欲しいですよね。

がんばれ北海道農業！

(注) エスカロップとは、チャーハンとトレンカツとホニグリ
ソース（場合によつてはサラダも含む）が、一つの
皿の上で小宇宙を形成しこの料理であり、根室管内
の飲食店では一般的です。
根室名物といえば、ポークチャヤップもありますよね。日本
最大の酪農地帯なんですね。



掲示板

研究会・研修会等への 報告者・講師の派遣

(平成12年7月～9月)

○平成12年度東北・北海道指導農業士研修会	主催	上川地区農協監事研修会
主催	上川地区農協監事協議会	主催
ととき	平成12年8月17日	ととき
テーマ	「北海道経済に占める農業の位置付けと最近の農業動向について」	テーマ
講演者	西村博司(当研究所・理	講演者
事長)		事長)

○平成12年度北海道農村生活研究大会
北海道農村研究会
平成12年9月8日

ととき
テーマ
コーディネーター 黒沢不二男
(当研究所・研究部長)

○北海道福祉栄養士研修会
主催 北海道栄養士会・福祉栄
養士協議会
ととき
テーマ
元気な野菜・果物を食卓

○北海道農業開発公社
〒060-0005
札幌市中央区北5条西6丁目
☎011(271)2231

○黒沢不二男
へ特集＝担い手問題にどう対処する／
「担い手問題と経営能力の発展
ブロセス」
【北方農業】第50巻4号
2000年4月

雑誌への投稿の実績

編集後記

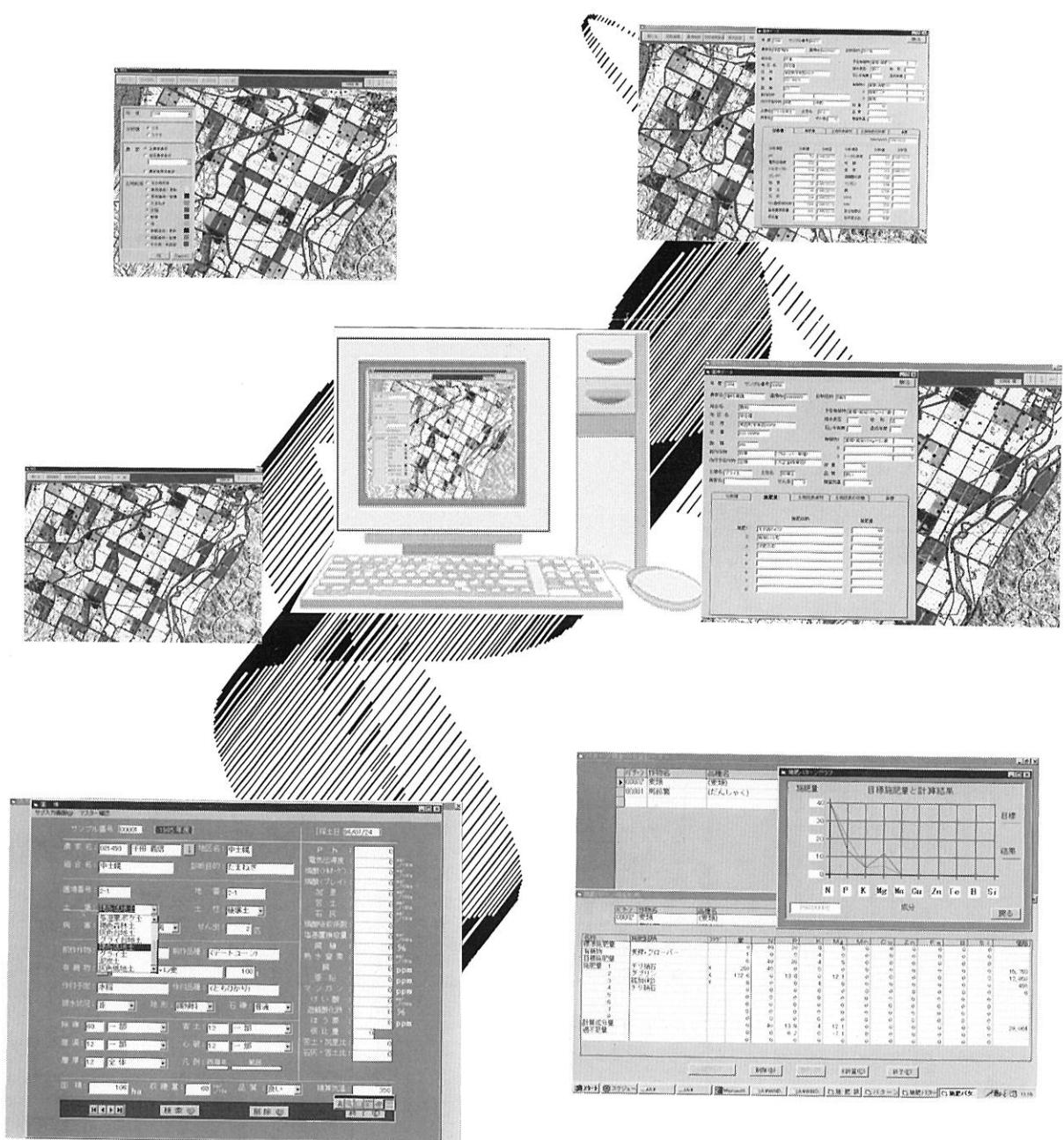
◆天高く馬肥ゆる秋、と言いたいところだが私の馬は高齢と夏バテで、食欲が無くなり、自慢のお尻の肉が落ちてきた。ということはそれを心配する。

◆スーパーを覗くと、淡路島産のタマネギ、四国産のアスパラ、九州産の馬鈴薯が並ぶ。季節感や产地といった意識は、「定常・便利」といったコンビニ感覚に負けてしまふのだろうか。収穫の秋を迎えて複雑な心境である。

乳牛たちも夏バテで乳量が落ちたり、鶏の産卵率に影響が出るのではないか。異常気象が続くと、これが当たり前のような気になってしまつ。北海道もいつの間にか梅雨の季節が定着してしまつたりして、爽やかな夏が売り物の観光にも影響が出ては、なんてくだらないこ

地図とデータベースカドッキング 圃場情報管理システム

圃場のデータ管理はこれで完璧!!



(株)情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F

☎(011)865-8272 FAX(011)865-6596

最近食べた いちばんおいしいものって 何ですか。



旅先で出会った郷土料理を思い浮かべる人。今日の朝ごはん、と即答する人。あるいは、家庭菜園の手づくり野菜だつたり。「いちばんのおいしさ」は人それぞれですが、ホクレンにもおいしさへのこだわりがあります。どんなに時代が変わっても、クリーンな自然環境とこの豊かな大地に根ざし、安全で安心なおいしさをお届けすること。「いちばんのおいしさ」のために今日も一生懸命。北海道のホクレンです。

